

# 月光川水系河川整備基本方針

平成28年8月

山形県県土整備部河川課

## 目 次

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	1
(1) 流域及び河川の概要 .....	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	2
ア 災害の発生の防止又は軽減 .....	3
イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 .....	3
ウ 河川環境の整備と保全 .....	3
2 河川の整備の基本となるべき事項 .....	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 .....	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 .....	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に関わる川幅に関する事項 .....	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項 .....	6

# 1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

## (1) 流域及び河川の概要

月光川は、その源を山形県飽海郡遊佐町の鳥海山に発し、幾多の溪流を集めて西流し、杉沢地内で熊野川、吉出地内で山田川を合流させて庄内平野北部に流入する。その後も西流を続け、江地地先において大きく右曲して北流し、河口より4.8km地点において西通川を、3.3km地点において庄内高瀬川を、1.0km地点において洗沢川をそれぞれ合わせ、遊佐町吹浦において日本海に注ぐ、幹川流路延長24.9km、流域面積154.2km<sup>2</sup>の二級河川である。

河川名の由来は、一説に神仏混淆時代、鳥海山の本地佛は薬師如来であったため、鳥海山を源流とする二大川を薬師如来の脇士である日光菩薩と月光菩薩にみたて、日向川、月光川としたのではないかとされている。

月光川の流域は遊佐町の大半を占め、飽海郡北部地方における社会・経済・文化の基盤をなしている。また、豊かな緑と清らかな流れに恵まれ、古くから人々の生活を支え文化を育てており、本水系の治水・利水・環境についての意義は、きわめて大きい。

鳥海山の懐に至る上流域は、ブナやナラなどの広葉樹に覆われた山林であり溪流や滝などの渓谷的な美しい景観を有している。特に月光川ダムより上流は山地溪流の河川形態であり自然河岸が多く、河床は主に礫や大小の石で構成され、蛇行により形成された連続する瀬、淵には水温の低い溪流を好むイワナ、ヤマメ等が潜み、釣りや春の山菜取りなど、人々が自然の恵みを享受できる豊かな自然空間となっている。河岸や河道内に堆積した土砂上にはツルヨシ等の抽水植物が繁茂し、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を形成しており、春にはギフチョウや夏にはゲンジボタル等の舞う姿を見ることができ、自然と流域住民との貴重なふれあいの場となっている。しかし、点在する横断構造物によって河川の連続性が確保されていないため、サケ類、天然アユ及びカジカ類等が遡上する妨げとなっている。河川の利用状況は、月光川ダム付近に四阿や駐車場が整備された園地があり、釣り人や山菜取りの人たちの利用が活発である。

山地から水田が広がる平地へと姿を変えていく沿川周辺は、主にコナラ、ミズナラの二次林からなる落葉広葉樹とスギ植林などの常緑針葉樹が混在し、ギフチョウも見られるなど典型的な里山環境を形成している。河道内においては、瀬や淵を産卵場所とするアユやウグイ、湧水を好むイバラトミヨ、ホトケドジョウなどの多くの魚が生息・生育・繁殖しており、木陰からそれらを捕食しようとカワセミやヤマセミが狙っている姿を見ることができる。また、蛇行により形成された中州、寄州には抽水植物が繁茂し、ゲンジボタルなどの姿を上流域と同様に楽しむことが出来る。中流域から下流域にかけては田園風景と比較的広い川幅・高水敷を持つ河川空間であり、遊佐町の中心市街地を流下するため高水敷の利用も活発である。

下流域は、高瀬川、洗沢川など多くの支川が流入し広い川幅を有しており、本川には緩

やかな流れを好むウグイなどが生息する他、春にはイトヨが産卵のために遡上してくる。

鳥海山からの湧水によって形成されている支川には、湧水を生息場とするホトケドジョウ、スナヤツメなど環境省レッドリストに指定されている貴重な魚類が多く生息する他、ハナカジカ、カマキリ（アユカケ）など特徴的な魚類が生息している。河川沿いには集落が形成され、流域の文化、産業、風土形成に大きな影響を与えてきた。周辺は広大な田園地帯であり、カモメ類、カルガモ、オオヨシキリ、アオサギ等四季を通して多くの鳥類を見ることができ、冬季にはコハクチョウ等が飛来し、下流域の穏やかな流れの開放水面を休息場や越冬地として利用している。また、支川を中心にサケの放流が盛んであり、県内で最も採捕量の多い河川である。

本水系は、過去度々の洪水災害に見舞われており、その治水対策事業に着手し、昭和12年7月、昭和19年7月の大洪水を契機として、昭和21年より中小河川改修事業として、河口吹浦地点における計画高水流量を $800\text{m}^3/\text{s}$ と定め、吹浦地先から尻引橋地点間の築堤、掘削等を実施している。その後、昭和30年6月洪水を契機に昭和45年より流量改定し、基準地点尻引橋における基本高水を $620\text{m}^3/\text{s}$ 、そのうち $90\text{m}^3/\text{s}$ を調節する月光川ダムの建設に着手して昭和53年度に竣工した。

河川水の利用については、鳥海山より流れ出る豊富な水量を背景に、古くから農業用水として利用され、許可水利だけでも約1,840haの耕地の灌漑に利用されている。

水質については生活環境の保全に関する環境基準が設定され、全域A類型に指定されており、概ね環境基準を達成し良好な状況にある。また、遊佐町では平成2年度に「月光川の水質を守る基本条例」を策定し、良好な水環境を後世に伝えていく為の取り組みを行っている。

## **(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針**

月光川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせる社会基盤の整備を図る。また、穀倉地帯へ農業用水を供給し、サケやサクラマス等がのぼる自然豊かな動植物の生息・生育・繁殖環境を守り後世に継承するとともに、地域の個性と活力、文化が実感できる川づくりを目指すための治水・利水・環境にかかわる施策を総合的に展開する。

このような考えのもとに、河川工事・河川工作物の現状及び水害の発生状況、河川利用の現況(水産資源の保護及び漁業を含む)、流域の文化並びに河川環境の保全を考慮し、河川空間の調和を図り、かつ、水源から河口まで一貫した方針に基づき、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、河川の総合的な保全と利用を図る。

## ア 災害の発生の防止又は軽減

災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、基本高水のピーク流量を基準地点尻引橋において $620\text{m}^3/\text{s}$ とし、月光川ダムによる洪水調節を行い下流の洪水被害を軽減し、計画高水流量を $530\text{m}^3/\text{s}$ とするとともに、月光川の豊かな自然に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削を行い河積を増大させ、護岸等を施工し、計画規模の洪水を安全に流下させる。また、必要に応じて内水対策を実施する。

河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。また、必要に応じて地震・津波対策のため、堤防・樋門等の耐震・液状化対策を実施する。

さらに、急流河川である月光川では、短時間で出水などに対応する必要があるため、ハザードマップの作成支援や河川に関する防災情報提供を行い、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実を図る。また、防災訓練への住民参加等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、水防活動との連携を図り、越水しても被害を最小限にする対策及び防災教育等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

## イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、流況の把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら、動植物の生息・生育環境、景観や親水性など、河川環境に配慮した河川水の利用及び流水の正常な機能が維持されるよう努める。

さらに、渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制の整備及び広域のかつ合理的な視野に立った水利利用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利利用者等と連携して推進する。

## ウ 河川環境の整備と保全

河川環境の保全に関しては、これまでの流域の人々と月光川の関わりを考慮しつつ、月光川が生み出す良好な河川環境を保全するとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かで貴重な自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域

づくりにも資する川づくりを推進する。

動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、イワナなどが生息する連続した瀬・淵、イバラトミヨ、ホトケドジョウなどが生息する湧水箇所については、その良好な自然環境を保全・復元する。また、サケ類や天然アユ等の回遊魚が遡上するための河川の連続性の確保に努め、遊泳力の強くないカジカ等も遡上できるよう配慮する。さらに、良好な生息・生育環境を形成している水際部の抽水植物、コハクチョウ等水鳥が休息場や越冬地として利用している緩やかな流れの開放水面を維持・保全する。

河川内の改変に伴う裸地化の防止に努めるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら外来種の拡大の防止等に努める。

良好な環境の維持・形成については、観光資源の保全・活用を図るとともに、治水や沿川の土地利用状況などと調和した水辺空間の維持・形成に努める。

人と河川との豊かなふれあいの確保については、河畔と高水敷が遊佐町における憩いの場として多くの人に利用されていることから、今後も河川の有するやすらぎと潤いのある空間を満喫できるような周辺整備を、関係機関や地域住民と連携しながら取り組んでいく。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境等を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら監視、保全に努める。

河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分配慮するとともに、多様な利用が適正に行われるよう、治水、利水、河川環境との調和を図る。

地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。

## 2 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、昭和30年6月、昭和58年7月、平成18年7月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点尻引橋において $620\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち月光川ダムにより $90\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分量を $530\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位  $\text{m}^3/\text{s}$ )

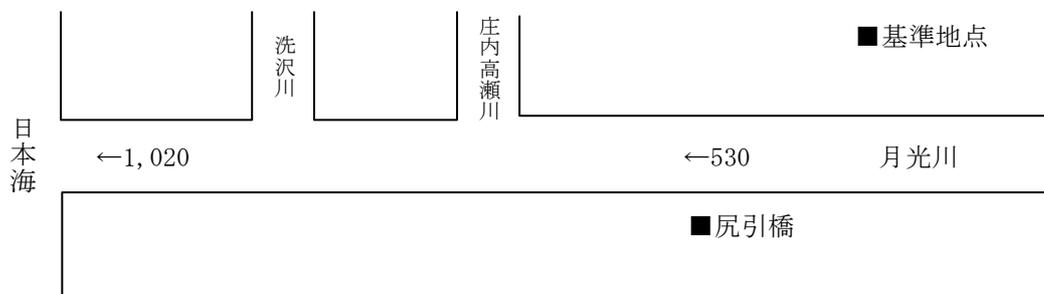
河川名	高水基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分量
月光川	尻引橋	620	90	530

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

月光川における計画高水流量は、尻引橋地点において $530\text{m}^3/\text{s}$ 、その下流で支川庄内高瀬川、洗沢川及び残流域からの流入量を合わせて $1,020\text{m}^3/\text{s}$ とし、河口まで同流量とする。

計画高水流量図

(単位 ;  $\text{m}^3/\text{s}$ )



### (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に関わる川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次表の通りである。河道の横断形は現況の形状を尊重し、河川環境の保全に配慮したものとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

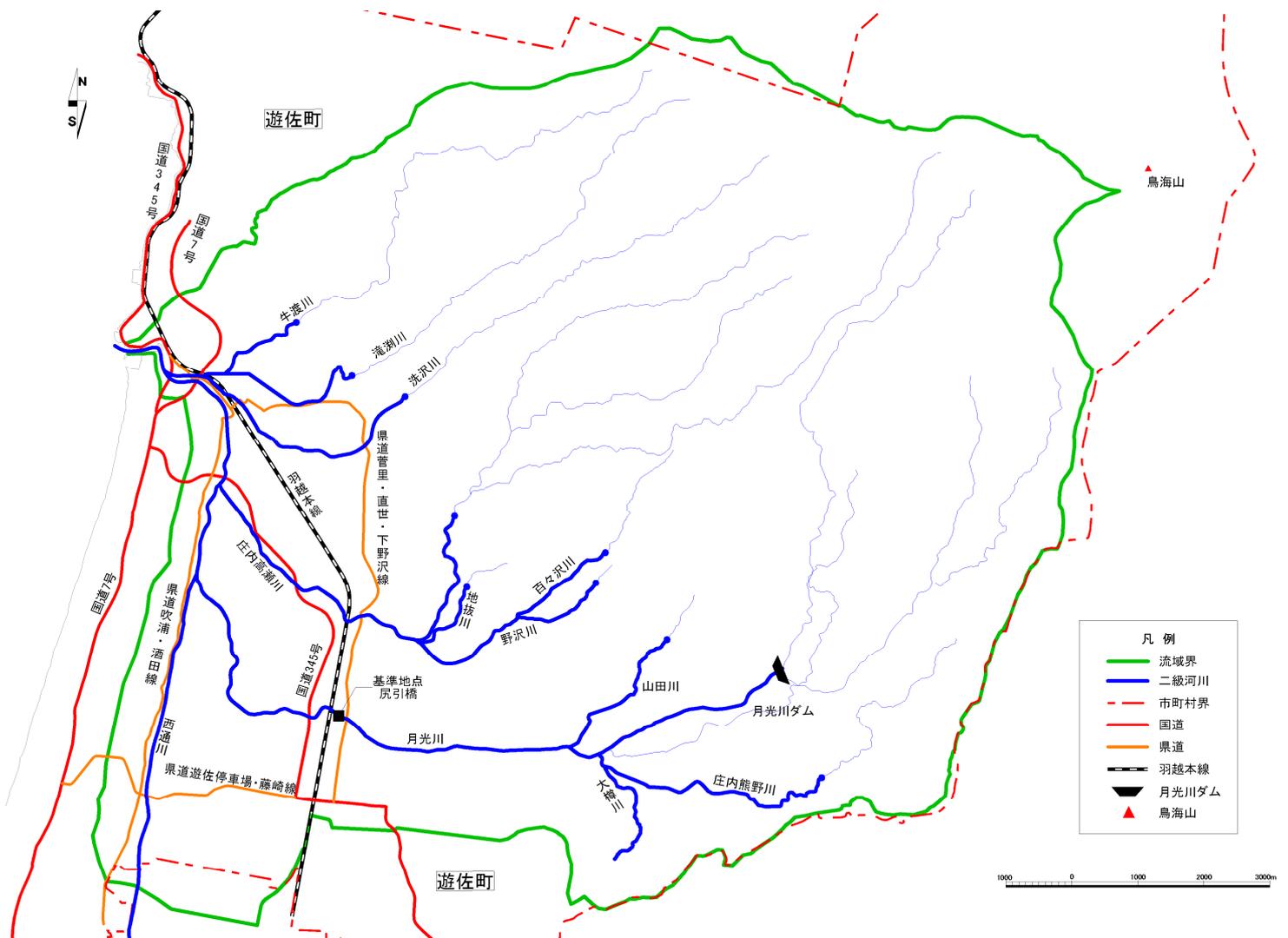
河川名	地点名	河口または合流点からの距離(km)	計画高水位TP. m	川幅(m)	備考
月光川	尻引橋	8.8	+10.96	44	

注) TP=東京湾中等潮位

### (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、流況や水収支の把握、その他の河川及び流域における諸調査を行ったうえで決定するものとする。

なお、当該河川整備基本方針は、今後の気象や社会・経済情勢等の変化に応じて、適宜見直すものとする。



【参考図】 月光川流域概要図